

百姓の天職ハ農桑にて候、其農桑を勤つとめて父母妻子を養ひ貢を上に納て四民御世話の料となし候故、人々安く家々さかへ候といへとも

人一人立にてハ遂かたきものゆへ、其組合を立置互に助て其

生涯を安く過す事に候、是迄も組合ハ有之といへとも頼母しき申定も

聞へす候付、今度改て伍什并近隣五ヶ村の組合被 仰出候、

一、五人組ハ常々むつましく交て、苦樂を共にする事家族のことくなるへし、

一、十人組ハ時々したしく出入て、家事をも聞事親類のことくなるへし、

一、一村ハ互に助合、互に救合の頼母しき事朋友のことくなるへし、

一、組合村ハ患難に当て互に助て隣村よしみの甲斐あるへし、

此通組結て交へく候、老て子なくいとけなくして父母なき、或貧に

して養子に疎く匹偶に後るゝ、或片輪にて身過の成かたき、或病

氣取扱の行立かたき死して葬をなしかたき、又ハ火難に雨露を

凌かたき變災に逢て其家の立かたき、斯る難義かゝるよるへなきもの

あらんには、其五人組身に引受ての養介たるへく、五人組にて届かたきハ

十人組より力を合、十人組の力に及かたきハ一村の救に其難義を除、其生涯を其相応に遂しむへく候、扨隣村若大難の事あり其村やかて立かたきにも至へきといふほとのことならハ、隣村のよしみ何そ余所に見て過へき四ヶ村の頼母しき救あるへし、

一、善をすゝめ悪をいましめ儉をまもらせ奢を制して其天職を勤しむるか、伍什組合の頼母しき務たるへし、若耕作産業に怠るもの、或天職にたかつて末業に走るもの、又ハ歌舞妓・狂言・酒肴・遊興に流れ、博奕賭の勝負を事とする類のものあらハ、伍中各教訓を施し異見を加へ、若々改すんハ十人組に告て異見せしめ猶も改さるに至てハ、ひそかに村役に達して其扱を請くへし、
右之通被 仰出候間頼母しき組合を立、村々戸々永く相続いたすへきや、

享和元年二月 中條

荏戸